

「詠雙六頭歌考」：
『萬葉集』卷第十六、三八二七番歌について

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2007-03-01 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 川上, 富吉 メールアドレス: 所属:
URL	https://otsuma.repo.nii.ac.jp/records/1338

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



「詠雙六頭歌」考

——『萬葉集』卷第十六、三八二七番歌について

川 上 富 吉

一、はじめに

『萬葉集』卷第十六、有由縁雜歌部の「長忌寸意吉麻呂歌八首」(三八二四～三八三二)の第四首目、

詠雙六頭歌

一二之目耳不有五六三四佐倍有雙六乃佐叡(三八二七)

の読み(音・訓)と解釈・鑑賞についての私見を述べてみたい。(注)

二、本文・訓読の校異

本文の表記・訓読の校異については、『校本萬葉集』にあるものに、それ以降のものを一覽して、問題となるのは、次の四点である。

- (一) 題詞の「頭」。「頭」(メ。サイ・サキ・サエ)か「頭子」か。
- (二) 題詞の「歌」。「歌」か「詞」か。
- (三) 歌中の、「有」の下「来」の有無。「アリ」・「アリケリ・アリケル」・「アリナリ」か。
- (四) 歌中の、「佐叡」を、「サイ」・「サエ」か。

(一)について。

「メ」と訓読するのは、校本・拾・神田・代・考・口譯・全釋・松岡で、松岡静雄『有由縁歌と防人歌(統萬葉集論究)』(一九三五年)は、

題詞の頭の字はメといふ舊訓に誤なしとせば、眼の行書を頭の其と誤寫したものとすべきである。

としたが、これに対する賛否の論なし。また、『萬葉集略解』は、「頭」を「サエ」と訓み、

頭の字の下子を脱せるか

とした。それを承けて『万葉集古義』は、

ヨメル スケロクノサエヲ
詠「雙六頭子」歌

としたが、井上通泰『萬葉集新考』は、「詠「雙六頭△」詩」とし、

略解に和名抄に頭子ハ雙六乃佐以とあれば頭とあるは頭子の子を脱せるかといへり。頭子は投子の轉ぜるなりと狩谷望之は云へり。サエは采なり。サイとよむべきをなだらめてサエともいひしなり。才をサエともいふと同例なり。

としながらも、「頭子」として「サエ」と訓むのか明言していない。松岡と同年に出た『萬葉集総釋第八』は、「雙六の頭子さえを詠める歌」とし、題意の項に、

頭子は略解に従ひ子の字を補ふ。

としたが、この後「頭子」とするものなし。

「メ」を「サイ」と改訓したのは『代匠記精撰本』で、「詠「雙六頭△」詩」としながらも、

詠雙六頭詩

和名云。兼名苑云。雙六子。

一名六菜

今按梅姿是也。俗云須久呂久。

又云。雙六菜。

楊氏漢語抄云。

頭子

雙六乃佐以。今案見雜題雙六詩。

カ、レハ

頭ヲメト點セルハ誤ナリ。サイト讀ヘシ。音ヲ以テ和語トセリ。哥ニ佐サ劼エトヨメルハ、オノ字ヲサエト云ニ准ラヘテ
 意得ヘシ

と、「サイト讀ヘシ」とした。『萬葉集童蒙抄』も、

詠雙六頭誦　すぐろくのさゝをよめるうた

雙六頭　和名抄云、兼名苑云、雙六子、一名六菜今按博奕是也、俗云須久白久、雙六菜。楊氏漢語抄云、頭子雙六乃佐以、今案見雜題雙六詩。此和名の假名と此
 歌の假名と相違なる事不審也。此集は古きによりて、此集の假名に従ふべし。和名抄の以の字は衣の字誤り歟

としている。『考』は「メ」とあるが、『略解』が「サエ」とし、『古義』・『総釋』の「頭サエ子」を経て、窪田『評釋』、武田
 『全註釈』他、伊藤『釋注』までの諸注釈書「頭サエ」としている。新大系本も「頭サエ」である。

(二)について。

「誦」か「歌」かについては、底本が寛永本系が「誦」で、西本願寺本系が「歌」であるちがいで、「誦」と「歌」とで
 大差はないとすべきであろう。

(三)について。

『古業略類聚鈔』一本にのみ「有」の下に「來」があるのみ。ところが、『拾穂抄』、『代匠記』は「アリケリ」と訓み添
 えている。『略解』・『古義』は「アリ」で、「ケリ」を添えていない。井上『新考』・松岡(注3)・「口譯」も「アリ」である。「ケ
 リ」を添えるのは『総釋』・窪田『評釋』・佐々木『評釋』・私注』で、その間『全註釈』が「アリナリ」と「ナリ」とし
 ている。「ケリ」について言及したのは『注釋』で、「有來アリケリ」とし、

五六三四さへありけり——これもコロクサムシサヘアリケリとあつたのを、古以外には「有」の下の「來」の字が無いので考にイツムツミツヨツサヘアリとし、略解、古義など従つたが、新訓再び舊訓にかへし、催馬樂、大岸に「五六加戸之^{ゴロクカヘシ} 伊知六乃左以也^{イチロクノサイヤ} 四三左伊也^{シサムサイヤ}」とあるに注意し、全釋に「采の數字は多分音讀したであらうと思はれる」といひ、古典大系本では訓讀の方を採られたが、「助數詞なしに日本語の數詞を重ねる語法はなかつたらしいので、この舊訓の方がよいとも考えられる」といつてヒトフタといふやうな例の無い事に注意してゐる。「來」の文字のあるのは古一本で、尼、類(十五・七六)にも無いので、古の文字は訓によつてあとで加へたものとも考へられない事はないが、古一本が正しい文字を傳へたと思はれる例が他(六・九一三)にもあるので、ここも「來」の文字を原本のものと思ふべきである。さうすれば全註釋にアリナリと訓んだのも問題にならぬ事にならう。

とし、以降『全集』・『新編全集』・伊藤『釋注』・新大系は、「來」を入れて「アリケリ」としている。

(四)について

「穀」は、「イ」か「エ」か。字音は「エイ」で、前引の『代匠記精撰本』は「オノ字ヲサエト云ニ准ラヘテ意得ヘシ」とし、『略解』は

さいばら大岸に、五六かへしの一六のさいや四三さいや

を挙げて「さえ」と訓み、『古義』もまた、「大岸」を引いて

伊知六乃佐以也四三佐以也とも見ゆ、今の歌によれば古は佐衣と呼しなるべし、才をも、佐衣と唱しに准ふべし、

として(注4)いる。『全註釋』は「サイは、采の音讀である」としているが、大系本の頭注に、

采は漢字音^ㄙサイにあたるが、奈良時代には^ㄷというような母音の二つ連続する発音はしなかったため、佐叡 (sae) と、子音 y をはさんで発音した。それで、サイがサエとなっている。

とあり、『註釋』はそれに賛同している。『全集』は、

「叡」はヤ行のエの仮名。「采」をサエと呼んだのは、「采」の字音サイの末尾に母音 e を添えたもの。

とし、『新大系』は「大系」と同じで、

「采」の字音を示す。「采」の漢字音は倭名抄の「佐以」であるが、奈良時代の日本語には^ㄷという母音の連続する発音はなかったため、子音 y をはさんで発音して sae となった。「才の字をさえと云に准らへて意得べし」(代匠記(精撰本))。

とし、「サエ」に落ち着いた観がある。

三、数詞の音訓について

以上、四点を経て、次の大きな問題は、歌中の漢数字「一一三三四五六」を字音で読むか訓読するかである。「イチニ、ゴロク、サムシ」と音読するのは、校本・拾代・童問目・全釋・窪田・全註釈・佐々木・岩波文庫・私注・朝日・注釋・全集・集成・桜井・中西・角川・新編・釋注・新大系で、「ヒトフタ、イツツムツ、ミツヨツ」と訓読するのは、考問目・略・古義・新考・口譯・松岡・総釋・大系までである。いづれかについて言及しているものは、『萬葉集童蒙抄』で、平仮名での訓読を示さずに、

此歌の事いかに共心得難し。書而の通に讀みては何の意も無く、只さゝの目の六ツ迄あると云ふ事迄の歌也。尤假名附の通に讀みても、又訓讀みに、ひとふたの目のみにあらず五つ六つ三つ四つさへある雙六のさえ、かく讀みても只目の六つあると云迄の歌也。何とぞ寄せる詞の縁ありて詠める歟。

とし、宣長『萬葉集問目』は、

コノ歌ハ、本ノマ、ニ訓ヘキカ、又ヒトフタノ。目ノニアラス。イツ、ムツ。ミツ。ヨツサヘアル云々ト訓ガヨキカ、此訓、こ、にもしかよめり、

と、音・訓二様に迷い、旧訓の音読みに与している。『新考』は、訓読で、

舊訓に數字を音讀したれど音讀すれば三四の三は第三句に附きて五六三となるが故に二註の如く訓讀すべし

とし、松岡靜雄『有由縁歌と防人歌』では、前の注₃に示したように、「作者意吉麻呂は和語を以て詠じたものとして、断然改訓に従ふことにした」とする。『総釋』は、『萬葉考』の音読に「従ふ」とある。『全註釋』は、

歌中の數字を、字音で讀むか訓で讀むかの問題であるが、既に雙六、采の如きも、字音のままで使用されているから、采の數も、外國語のままに呼ばれていたであろう。今日のトランプ、麻雀などの外來の遊戲に、やはり外國語がそのままに使われているような状態であつたらう。

とし、窪田『評釋』は、「雙六、采も字音であるから、字音が作意であつたらうと思はれる」とし、佐々木『評釋』もまた、數字は訓讀か、音讀か問題であるが、「采」を音讀することからも前記の催馬樂からも、また古寫本の訓に徴しても、舊訓の通り音讀するのがよい。

としている。『私註』は音読しているが、「字音で呼ぶのであらうが、ヒトツフタツミツの如くも訓めぬことはない」と言っている。『注釋』は、この点について、

この數詞を和訓でよむ説が今も行はれてゐるが、次に述べるやうに音讀したものと思はれる。

とし、(四)「アリケリ」で引用したように説明し、さらに

外來の遊戲に外來の用語を用ゐる事は當然であり

と、断定し、現行では音読することが定着した観がある。^(注5)

以上、煩雜な校異を経て、この歌の訓読を示せば、一応、次の如くであろう。^(注6)

^{スウロク} 雙六の頭を詠む歌

^{イチニ} 一二の ^メ 目のみにあらず ^{ゴロクサン} 五六三 ^シ 四さへありけり ^{スウロク} 雙六の采

四、歌意について

音読、訓読いづれにもせよ、その歌意は、

双六の采を詠む歌

一の目、二の目ばかりではない。五の目、六の目、三の目、四の目まであるのだ。双六のさいころには。

ということ、^(注7)「只目の六つあると云迄の歌也」(童蒙抄)・「只頭子の数の一より六までの名をよめるのみ也」(略解)・「歌

意、かくれたるすぢなし」(古義)・「一から六に至る數詞を詠み入れたといふに過ぎぬけれども、尚時人の一擧を博するに
は餘りがあつたのであらう」(有由縁歌)・「歌としては、采を説明したに過ぎない」(全註釋)・「無意味は無意味ながらに、
なる程と首肯されるであらう」(総釋)・「一から六までの數字を巧に読み込んだだけである」(全釋)・「とにかく詠みおふ
せてゐるだけで値のある歌である」(窪田)・「平凡な物を新たな感覺で眺め、そこに滑稽味を發見してゐる」(佐々木)・「た
だサイの目を一首によみ入れただけのものである」(私注)と評されてきたが、『注釋』は、

たゞこの歌の場合、一二三四五六の順に並べず、一二五六三四とし、四に「さへ」といふ助詞をそへた理由がわから
ない。それについて橋本君は賽の目は三と四とだけ朱の色を入れ、他の目は黒色を入れてゐる點に注意し、これは玄
宗皇帝と楊貴妃の故事によると平治物語(上・叡山物語の事)その他に出てゐるが、由來はともかく、これを最後に
もつて來て「さへ」をつければ、赤い目もあるといふ事が常識に照らしてすぐ理解され、それだけ面白さを加へる事
になるのではないかと云はれてゐる。佐佐木氏の説に更に一步を進められたものである。

という鑑賞をし、それを承けての『釋注』の解説は傾聴に値するので、次にその長文を引用させていただくことにする。

副助詞「さへ」は、ここでは、『注釈』のいうように「四」だけに添えられているわけではない。それは、「五六三二四」
全部を承ける形になっている。ハ中略V賽ころの目は、表裏合わせて、かならず七になるようになってゐる。一の返
しは六、二の返しは五、三の返しは四である。合わせていつも七。その七が中国人好みの聖數七である。ハ中略V双
六においては賽ころは二つを用いるものゆえ、二つの面の数が組み合わせて呼ばれる習慣があることハ中略V二面を
組み合わせて、一二の返しは六五(五六)、三四の返しは四三(三四)という呼び方が古くから成立していたのではな

いかと推測される。

催馬楽「大芹」(「芹」には「競り」を懸けている)に、「五六がへし 一六の賽や 四三の賽や」とあるのは、右の推測を保証するものなるべく、「五六がへし」には「二二」(一一)が、「一六の賽」には「六一の賽」が、「四三の賽」には「三四の賽」が反射的に人びとの脳裡にひらめいていることを示すもので、右の推測が妄想ではないことを証するように思われる。一つの賽ころの目を呼ぶのに、数の順でいえば、その返しを考えつつ、一二に対しては五六、三四に対しては四三があるという意識は古くから定着していたと見てよいように思われる。

とすると、今の歌は、

一二の目 のみにはあらず 五六、三 四さへありけり 双六の頭

と、五六と三とのあいだに少しく間を開け、三をとくに強めて長めることで、三と四とが連結する印象を与えるように吟誦されることを要求して思われる。「さへ」は「五六三四」全部を承けることはまちがいないけれども、その「五六」の下に「三四」を据え、それを強調して吟む形は、結局、「さへ」が、中で「三四」を押し出す機能を果たすに至る。「三四」の二首における重さは否定しがたいと思われるのである。

であれば、三と四とが赤目であることが常識となつている人びとには、「三四」を最後に据えて、その目の赤さを指示したことの重みがおのずからに感得されたはずである。場の歌というものは、常にその場の共通理解の上に立っているものである。こう見てくると、かつての橋本試案は遠慮するには及ばないのではあるまいか。この橋本試案を先の佐佐木『評釈』の見解に加えて、もう一度一首の意を通すなら、次のごとくになるだろう。

一、二の黒目だけじゃない。五六の黒目、三と四の赤目さえあつたわい。双六の賽ころには。(三八二七)

人間には黒目が左と右の二つしかない、だが、賽ころには、六つもあつて、うち二つは赤目でさえある。いやはやすごいくるくる目だ——というのが、一首の真意だったというのが、目下の筆者の見解である。

右の長文の解説で、当面歌の鑑賞も十分であるかとも思えるが、私見としては、今少し加えたいことがある。すでに注1で示した拙稿「物名の歌」(『万葉集を学ぶ第七集』)において

外来の遊戯である双六の頭を素材に詠んだもので、「人間ならば精々二つで、一つ目のものさへあるのに、是はさうでなく、五六三四など、言う程の目迄がある。面白いものは、双方の采^{サイ}だ」(折口信夫『口訳万葉集』)と口訳する向きもあるが、「一(ひと)人」には、二つの眼だけであるが、それだけではなく、五六(御祿)三(讚・慘)、四(死)まであることだ。双六の眼には。罪なことだなあ。」とでも試訳しておくが、

とし、双六の流行について持統紀三年十二月条の「禁断雙六」・天平勝宝六年一〇月の勅・養老の捕亡令13条を引いて、財物を賭し父母家業を忘れる者が多くあつたらしく、かなりきびしく禁じたよう^レで、いずれにしろ「四」は「死」を、「采」(サイ・ツアイ)は「災」(サイ・ツアイ)を掛けたものかと考えたい。

という試訳に、「語彙的裏付けが難しいように思われるが、さもありなむと思われる意吉麻呂の歌であることもまた確かである」^(注7)という意見もあり、ここに再考してみたいと思う。

五、雙六賭博の流行

この歌の作者長忌寸意吉麻呂が歌人として活躍した時期は、持統紀三年十二月条の「禁断雙六」令の以前からとしたが、木村康平は「主要な活躍時期を文武朝^(注8)」としている。意吉麻呂の活躍時期の限定はひとまず置いて、この一首の世界を理解するためには、万葉集の時代基盤として、『日本書紀』・『統日本紀』に見られる「雙六」記事に注目して見る必要があるのではないか。社会的な背景を幅広く観察してみることにしたい。既発表の拙稿と重複するところもあるが、必要な事項を通覧してみることにしたい。

①『日本書紀』天武天皇十四年（六八五）九月十八日条に、

辛酉^{しんいう}に、天皇^{すめらみこと}、大安殿^{おほあんとの}に御^{おほ}しまして、王^{おほきみ}・脚^{あへつみ}・等^{たち}を殿^{との}の前に喚^{まへ}して、博戲^{はくぎ}せしめたまふ。是^この日に、宮^{みや}・処^{ところ}・王^{おほきみ}・難波^{なには}・王^{のおほきみ}・竹田^{たけだ}・王^{のおほきみ}・三國^{みくに}・真人^{まひと}・友足^{ともたり}・県^{あがたのいぬかひ}・犬養^{いぬかひ}・宿禰^{すくね}・大侶^{おほとも}・大伴^{おほとも}・宿禰^{すくね}・御行^{みゆき}・境部^{さかひべ}・宿禰^{すくね}・石積^{いしはつみ}・多朝^{おほのあそみ}・臣^{おほみ}・品治^{しんぢ}・采女^{うねめ}・朝臣^{あそみ}・竹羅^{たけら}・藤原^{ふじはらのあそみ}・朝臣^{あそみ}・大島^{おほしま}、凡^{すべ}て十^{じゅう}人に、御衣^{おほみそ}・袴^{はかま}を賜^{たま}ふ。

とあり、「博戲」は「ばくち^(注9)」であり具体的に「雙六」であったか明らかではないが、恐らく「雙六」であったと想定したい。次いで、

②『日本書紀』持統天皇三年（六八九）十二月八日条に、

十二月の己酉の朔にして丙辰に、双六^{すくろく}を禁断^{いさめや}む。

とあり、明らかに雙六遊びの流行とその弊害を知ることができる。次いで、

③ 『続日本紀』文武天皇二年（六九八）七月七日到、

博戲遊手の徒を禁む。その居停めたる主人も亦与居同罪。

とあり、「博戲」の禁止令が出されている。次いで、

④ 『続日本紀』天平勝宝六年（七五四）十月十四日条に、

冬十月乙亥、勅したまはく、「官人百姓、憲法を畏れず、私に徒衆を聚め、意に任せて双六して淫迷に至る。子は父に順ふこと無く、終に家業を亡ひ、亦孝道を虧く。斯に因りて遍く京畿と七道との諸国に仰せて、固く禁断せしむ。その六位已下は男女を論ふこと無く、決杖一百、贖を須るず。但し五位は即ち見任を解き、及位禄・位田を奪へ。四位已上は封戸を給ふことを停めよ。職・国郡司阿容して禁めずは、亦皆解任せよ。若し廿人已上を糺し告す者有らば、无位には位三階を叙し、有位には物賜ふこと絶十疋、布十端」とのたまふ。

と、双六を禁断する勅が出され、この禁制は新大系本『続日本紀』の脚注に、

弘仁格に収められ、三代格には同日付の太政官奏として収録。彈正台式に「凡双六者、無レ論高下、一切禁断」と繼承される。

とある。次に、

⑤『続日本紀』天平宝字四年（七六〇）十二月二十二日条に、

二十一日 戊寅 薬師寺の僧華達は、俗名山村臣伎波都なり。同じき寺の僧範曜と博戯して、道を争ひ、遂に範曜を殺す。還俗せしめて、陸奥国桃生の柵戸に配す。

とあり、薬師寺の僧華達が博戯（おそらく双六）の勝負で争いとなり同寺の同僚の僧を殺したが、「闘訟律5」、

凡そ闘ひ殴ちて人を殺せらば、絞。刃を以て、及び故に人を殺せらば、斬。闘に因ると雖も、兵刃を用ゐて殺せらば、故殺と同じ。人、兵刃を以て己に逼るが為に、因りて兵刃を用ゐて拒みて傷り殺せらば、闘法に依れ。余の条の兵刃を用ゐたるも、此に准へよ。闘に因らずして、故に人を殴ち傷れらば、闘殴傷の罪に一等加へよ。「闘に因ると雖も、但し絶時に殺し傷れらば、故殺傷の法に従へよ。」

によつて死罪となるところを、「僧尼令21」、

凡そ僧尼犯有らむ、格律に准ふるに、徒年以上なるべくは、還俗せよ。告牒を以て徒一年に当つること許せ。若し余の罪有らば、自ら律に依りて科断せよ。如し百杖以下犯せらば、杖十毎に苦使十日せしめよ。若し罪還俗に至らざらむ、及び還俗すべしと雖も判り訖らずは、並に散禁。如し苦使の条制の外に、復罪を犯して還俗に至らずは、三綱をして仏法に依りて事を量りて科罰せしめよ。其れ還俗し、并せて罰せらるる人は、本寺の三綱及び衆事告すること得じ。若し謀大逆、謀叛、及び妖言し衆を惑はせらば、此の例に在らず。

が適用され、還俗の上、遠流に処せられた。^(注10)

⑥『続日本紀』延暦三年(七八四)十月三十日条に、

三十日、みこのり のたま
丁酉、勅して曰はく、「如聞らく、「比来、京中に盜賊稍く多くして、物を街路に掠め、火を人家に放つ」ときさく。
良に職司、肅清すること能はぬに由りて、彼の凶徒をして茲の賊害を生さしむ。今より以後、隣保を作りて非違を檢へ
察しむること、一に令の条の如くすべし。その遊食・博戲の徒は、蔭贖を論はず決杖一百。放火・却略の類は、必ずしも法に拘らず、懲すに殺す罰を以てし、勤めて捉搦を加へて鉅宄を遏絶せよ」とのたまふ。

とあり、「博戲の徒」は、その身分が高い者であっても④と同様に「蔭贖」を適用せずに、杖一百の実刑を科するという嚴罰令が出されている。

以上の六カ条の記事により、^(注11)天武朝から桓武朝(平安遷都以前)の平城京時代までに長期間に亘つて、「博戲(雙六)」遊びの流行により、特に、④の「意に任せて双六して淫迷に至る。子は父に順ふこと無く、終に家業を亡ひ、亦孝道を虧く」・⑤の僧籍にある者ですら殺人事件を起すということまでありえたわけで、⑤の例など氷山の一角であつて、他にも多く類例があつたものと想像できよう。ちなみに、「博戲」については、「捕亡令13」に、

凡そ博戲に賭れらむ財、席に在りて有らむ所の物、及び句合、出九して物を得て、人の為に糺し告されたらば、其の物は悉くに糺さむ人に賞へ。即ち物輪けたる人、及び出九、句合容止せる主人の、能く自首せらば、亦賞ふ例に依れ。官司捉へ獲たらば、減半して賞へ。余は没官せよ。唯し賭して財得たらむ者は、自首せば、賞ふ限に在らず。其の物

は悉くに没官せよ。

とあり、『令義解』には、「博戯者、双六檮蒲乃属」とあって、博戯の筆頭に「双六」が置かれていることがわかるのである。こうした社会的背景を視野に入れた上で、当面歌を理解することが、長意吉麻呂一作者のみならず『萬葉集』卷十六のあり方を考える大きな視点になり得ることを提言しておきたい。(注12)

六、解釈・鑑賞について

この一首の歌が作られた場合は、「三八二四」の左注と同様、舍人皇子（三八二八・三八二九）・穗積皇子（三八一六）・新田部皇子（三八三五）・河村王（三八一七・三八一六）・小鯛王（三八一九・三八二〇）等王卿の邸宅か、行幸従駕の旅宿か、あるいは市の酒肆であったかのいずれかとおこう。宴座の徒衆に「双六の頭」を詠めとうながされて、意吉麻呂は、一座の注目をあびながら、

「イチ、ニー」と歌いはじめて、やおら木簡に、墨黒々と「一二」と書き「ひと、ふた」と歌ったか。と一座の人たちは、次に「三」と書いて「サン」あるいは「みつ」と歌うのかと思う。すると、『之』と書いて「の」と歌い、間をおいて、『目耳不有』と書き「めのみにあらず」と歌い。「三」と来るだろうと期待されているところへ、「ゴー、ローク、サーン」と歌いながら、『五六三』と書き、「いっつ、むつ、みつ」と歌ったか。そして、続けて「サーン。」少し間を置いて「シー。」「シー、さへある。（あり。ありける）」と歌いながら『四佐倍有（来）』と書く。そして、結句「スグロクノサエ」と歌い『雙六之佐叡』と書く。一座の衆は、この木簡を回覧しながら、所謂、万葉仮名書きのこの一首の解釈・鑑賞をする。双六の頭（采）の目の数を一から六まで詠みこんであり、それはそれで見事な一首であるが、さらに「采・佐叡」・「才」に「罪・

災」を、「五六」に「御祿」を、「三」に「産・散・慘」、「三」に「密・蜜・満」を、「四」に「資・死」という漢語を掛け詞として連想し、それぞれの想像を楽しんだのではなからうか。さらに、『拾遺和歌集』の「双六の市場に立てる人妻の逢はでやみなんものにやはあらぬ」(巻十九雑恋。一一一四)という一首を参考にすれば、「双六の頭(采)」の「采」に「妻」、「目」に「女・妻」を連想し、夜漏三更(真夜中)に及ぶ宴席の座興の話柄は、この一首から双六賭博の勝ち負けや采の目の災難、多妻の妻難など、さまざま日常生活や非日常の物語といった散文化へと拡散していったのかもしれない。いやが上にもたかまったものかと想像できようか。双六が二箇のさいころで遊ぶということに掛けて音訓二様に読んで愉しんだ歌ではないのだろうか。「ことば」と「文字」の遊び、掛け詞(同音異義語)の遊び、連想ゲーム的な楽しみ方があったのではないだろうか。律令官人としての社会的な知識教養のある作者と、それと同等の知識人たちの世界で、十分に鑑賞に堪え、賛嘆されたが故に、巻十六に収載されたのだといえようか。

なお、双六遊びにおいて、采(頭)を投げる時に、何らかの呪いのことば(呪文・呪詞)、験かつぎのことばとして、この歌が用いられていたのかもしれないと思う。それは、少し後代の例ではあるが、『源氏物語』の「若菜下」に、

よろづのことにつけてめであさみ、世の言種ことばにて、「明石の尼君」とぞ、幸さいひ人に言ひける。かの致仕ちしの大殿の近江あふみの君は、双六すくく打つ時の言葉にも、「明石の尼君、明石の尼君」とぞ賽さいはこひける。

とあつて、いい賽の目が出るように祈りの言葉を唱える場面があり、「常夏」にも、

やがて、この御方のたよりに、たたずみおはしてのぞきたまへば、簾すだれ高くおし張りて、五節ごせちの君とて、ざれたる若人のあると、双六すくくをぞ打うちたまふ。手をいと切せちにおしもみて、近江せうさいの君「小賽せうさい、小賽」と祈こふ声ぞ、いと舌した疾たどきや。あな、

うたて、と思して、御供の人の前駆追ふをも、手かき制せいしたまうて、なほ妻戸の細目なるより、障子さうじの開あきあひたるを見入れたまふ。このいとこも、はたけしきはやれる、五節「御返しや、御返しや」と、筒とうをひねりて、とみにも打ち出です。中に思ひはありやすらむ、いとあさへたるさまどもしたり。容貌かたちはひぢぢかに、愛敬あいぎやうつきたるさまして、髪うるはしく、罪軽かろげなるを、額ひたひのいと近やかなると、声のあはつけさとに損そとはれたるなめり。とりたててよしとはなけれど、他人ひととあらがふべくもあらず、鏡に思ひあはせられたまふに、いと宿世心づきなし。

とあつて、「こふ声」とは「祈コフ」(名義抄)で相手方に「小さい目」が出ることを願う唱え言葉を、早口で唱えたり、「お返しをしますよ(取りかえしますよ)」と声に出して心中に勝ち目の出ることを祈念しているらしい場面が描かれている。(注出)これらのことを参考にしてみれば、『代匠記』の、

此哥は聖教の中にある畧攝の頌のことし(初稿本)

是ハ略攝ノ頌文ノ如シ。第八に山上憶良ノ秋ノ七種花ヲヨマレタル第二ノ哥ノ類ナリ(精撰本)

という「頌・頌文」がこのようなことを指すのかと思われる。ちなみに『先代旧事本紀』巻第七、天皇本紀十一月条に、

所謂いはゆる、瀛都鏡えいづつかがみ一つ、邊都鏡へつかがみ一つ、八握劍やつかのつぎ一つ、生玉いくたま一つ、足玉たるたま一つ、死反玉よみかへのたま一つ、道反玉ちがしのたま一つ、蛇をらの此禮ひれ一つ、蜂はち此禮ひれ一つ、品くま物もの此禮ひれ一つ、是なり。

天神あまつかみ教を導しへてたまは

「若もし、痛處いたむところ有あばな茲このとく十寶さかを令して、

ひじふたみよいつつわなやこのなりと
一二三四五六七八九十

と謂て布瑠部。由良由良止布留部。此如之を為は死人も返生なむ。」

とのたまふ。即ち是布瑠の言本なり。所謂御鎮魂祭り、是其縁なり。其鎮魂祭の日は、猿女君等、百歌女を率て、其言本を挙て神楽を歌舞は、尤も是其縁なり。

とあるのも参考になるであろう。

七、おわりに

さらに、言及すべき問題点、たとえば、歌語・俗語・漢語の音博士のこと、貴族（文人）趣味の調度品の一つであること、正倉院御物の「雙六頭一百一十六具」の意味することなどについては、いずれ稿を改めて考察したいと思う。今後の再考のため、大方の御教示を待つことにしたい。

注1 この歌についてはかつて、拙稿「長忌寸意吉麻呂伝考」（大妻女子大学文学部紀要）3号、一九七一年）及び「物名の歌」（万葉集を学ぶ 第七集）一九七八年）に試案を示しておいたが、ここに少し詳論することとした。

注2 「頭」は、舊訓「め」。「略解」の訓。歌の假名書に依つてである。

注3 松岡静雄「有由縁歌と防人歌」（一九三五年）は、

第四句の有一字をアリケリと訓むのは無理で、本集の書例にもないことである。其故に古葉略類聚鈔には有の下に來の字を補うたので、有來ならばアリケリと讀めるが、此歌に於てはケリといふ助動詞は全く蛇足である。後世の歌人ならば語音が不足

するからというて、ケリを補ひ、感動表示であるといふやうな言語學上肯定の出來ぬ理窟をつけたかも知れぬが、意吉麻呂時代にはまだ、日常語と歌語との間に大差はなかつた筈であるから、其やうな濫用はあり得ず、事の性質上此は不定時格を用ひることを要するから、必ずアリと言ひ切らねばならぬ。されば假に音讀するにしても、三の字は下句につけて、サムシサヘアリと唱ふべきであるが、それでは五六の二字を吟誦することが出來ぬから、作者意吉麻呂は和語を以て詠じたものとして、断然改訓に従ふことにした。

とし、大系本も「あり」で、頭注に、

一二五六三四―二箇の采を使用した当時の双六の遊び方から推して、一つ二つと数え三対に分けた方が自然であり、のみに、ありけり等を添加して訓む必要もなくなる。しかし平安朝以来、イチニノメ ノミニハアラス ゴロクサム シサヘアリケリ スグロクノサエと訓んでいた。助数詞なしに日本語の数詞を重ねる語法はなかつたらしいので、この旧訓の方がよいとも考えられる。

とある。

注 4

日本古典文学大系本『古代歌謡集』所収の「催馬樂」大序は、
於保世利波 久尔乃沙多毛乃 己世利己曾 由天々毛卒末之 古礼也古乃前盤 三多乃支 由之乃支乃盤 牟之加女乃止字 左伊可久乃左伊 乎左以止左以 兩面 加須女字介多留 支利止保之 加名波女盤木 五六可戸之 伊知六乃左以也 四三左伊也 、「佐以」・「佐伊」とある。賀茂真淵『催馬樂考』には、「一六のさいや四三のさいや」とあり、橘守部『催馬樂譜入文』(『新訂増補橘守部全集第七』)には「一二のさいや、四三のさいや」とある。

注 5

乾善彦「長興麻呂の物名の歌」(『セミナー万葉の歌人と作品 第三卷』一九九九年)は、
数字を字音で読むか和訓で読むかで分かれるが、字音の方が優勢なようである。ハ中略V四句に、古葉略類聚鈔により「采」字を補う注が多いが、なくとも可。補うならかえって、二句に「は」が表記されないので気になる。あるいは「いちにのめ」のみにあらず」と訓むことも可能か。ここでもやはり、一二五六三四の並びに対して、さまざまの解釈がなされているが、定説を見ないのが現状である。

としている。

注 6

ただし、題詞の「頭」を、京都大学本に「トウ」とあるのに注意したい。「雙六頭」とあるのだから、「雙六」だけを字音でよみ「頭」を「采」と表記していないのに、「サイ・サエ」と読むのはいかがか。「スゴロクトウ」と字音読みすべきて、その「頭」を、

歌中で「佐穀（サエ）」と読みかえたのであろう。「頭」は、「穀」であり、ちなみに、「東大寺献物帳」（『大日本古文書』巻之四。天平勝宝八歳六月二十一日）に「雙六頭」とあり、三字熟語で「スグロクトウ」と字音で読むべきであらう。

注7

岡田喜久男「長忌寸意吉麻呂論」(『梅光女子大学「日本文学研究」22号・一九八六年)。なお、「二二の目のみにあらず。ゴロクサム」に、

「ズ」と「ス」「ゴ」と「グ」の相違があつて無理のようであるが、「すぐろく」は後に「すぐろく」となるように、歌い方によっては意外と近いのではなからうか。

と「スゴロク」の語が隠されているとする説を提案している。

また、近年、廣岡義隆『萬葉のこみち』（はなわ新書、二〇〇五年。初出は、「千華万葉」7、一九九八年一〇月）は、

大意は、「人間には一・二と二つの眼があるが、サイコロはそれだけでなくて五・六・三とあり、四（死）まであるよ。こんな小さい双六のサイコロに」というもので、六面に彫られている目の数を詠んだだけではなく、掛け詞によって「死」まであるよと驚いているのです。或いはゲーム上でも「死」（一回休み？）があつたのかも知れません。数詞を「ひとふた」と訓読する人もいますが、外来のゲームですから、音読したに違いありません。

もう三十年近くも前のことになりましたが、三重大学教育学部の一九七八年度の演習の時間に天野愛子さんは、この歌に或る発見をしました。第二句から三句にかけて「すぐろく」の語が隠されているというのです。これは音読ならではの大発見でした。歌学で「隠題」と呼ぶ、所与題を歌に詠みこむ技法（古今集に載る「物名」が万葉時代にあつたのです。△中略▽この隠題によって当時からスゴロクの読み方があつたことがわかります。

と、「四（死）・音読説・隠題について紹介している。注（4）は、岡田論文。

注8

木村康平「長奥麻呂作品考」（帝京大学文学部紀要「国語国文学」25号、一九九四年一月）。

なお、北島徹「長奥麻呂の旅の歌」（『セミナー万葉の歌人と作品 第三巻』一九九九年）は、「文武三年（六九九）から大宝二年（七〇二）の足かけ四年」。「あるいは持統四年（六九〇）から慶雲三年（七〇六）までの十七年間と見る方がよいのか。」としてゐる。後述、『続日本紀』文武天皇二年（六九八）七月七日条の「双六禁令」に留意すれば、その主要な活躍時期を文武朝に限定するのは穏当であらう。

注9

この翌日、十九日条には、「皇太子より以下と諸王卿、并せて四十八人に、羆皮・山羊皮を賜ふ。各差有り。」とあつて、これも博戯の結果の賜物（御祿）であらう。なお、『古今著聞集』巻第十二（博奕第十八）に、「四一七）天武天皇王卿等を喚びて博奕

せしめ給ふ事 天武天皇十四年、天皇御二大_ニ安殿一、喚_ニ王_ヲ卿等_ヲ令_ニ博_ヲ奕_ニ。しかれども、其_ノり物をいましむるが故に、憲章その咎をまうく。専ら禁ずべき事にこそ。・(四一八) 惟喬親王雙六の質に小野宮を取給ふ事 小野宮は、むかし惟喬のみこの、雙六のしちに取給へる所也。かのみこは、たのしき人にてなんをはしましける。むかしもかゝる軽々の事は、ありけるにこそ。とあり、(四二三) 花山院右大臣忠經の侍其妻の懇志に依り七半に勝ちて後出家の事」も参考にならう。

注10

この殺人事件の前年の天平宝字三年(七五九)正月一日の大伴家持の歌(20、四五二六。「万葉集」の製作年代分明最終歌)がある。また、この翌年、宝字五年(七六一)三月二十四日条には、

「_二己酉_一、葦原王、刃を以て人を殺すにぞつみて、姓を龍田真人と賜ひて多_ニ檄_ニ鳴_ニ流_ニさる。男女六人復命せて相隨はしむ。葦原王は三品忍壁親王の孫、從四位下山前王の男なり。天性凶悪にして、喜びて酒肆に遊ぶ。時に御使連磨と博飲して忽ちに怒を發して刺し殺し、その股の完を屠り便ち胸の上に置きて膾にす。他の罪状も明白なるに及びて、有司奏してその罪を請ふ。帝、宗室の故を以て法を致すに忍びず。仍て王の名を除きて配流す。

とあつて、葦原王が酒肆(居酒屋)で「博飲」「大酒を飲んだ」ということか。あるいは「博・戯」と「飲・酒」を指す短縮語か疑問であるが、おそらく後者であらうと思われる。三浦佑之『日本古代文学入門』(二〇〇六年)は「博打」としている。)の末、殺人事件を起したが、王は天武の曾孫で、知太政官事忍壁皇子の孫に当り、時の淳仁天皇も天武の孫に当る關係から、除名遠流に処された、という衝撃的な記録である。

注11

なお、『年中行事秘抄』三月、曲水宴事に、「天平二年三月三日、行幸松原宮、豊樂、五位以上賜「雙六局」、又喚文人「作レ詩。」とある。

注12

すでに、猪股とさわ「歌」における古代要素(『岩波講座日本文学史第一卷・文学の誕生より八世紀まで』一九九五年。所収)・「宴の歌学―長忌寸意吉麻呂歌からの和歌史」(『万葉への文学史万葉からの文学史』二〇〇一年。所収)がある。

注13

増川宏一「さいころ」(ものと人間の文化史70、一九九二年)によれば、インドの長編叙事詩「マハーバーラタ」に、さいころ賭博に関する記述が多いとし、さらに、その中に、さいころをふる時に、守護神である叔母である女神の加護を祈り、賭博の歌を歌う。(21頁、29頁)「ああ女神よ、私に慈悲深くあれ!」「おお女神よ、私に勝利を授けよ、」と歌う。また、さいころをふる前に呪文を唱えるか、祈願のための祝詞や歌をうたう場合がある。との指摘が示されているのは参考にならう。他に同氏著「盤上遊戯」・「賭博Ⅰ」・「賭博Ⅱ」・「賭博Ⅲ」・「すごろくⅠ」・「遊戯その歴史と研究の歩み」等が有益である。